

市川市公文書公開条例第8条第1項に規定する非公開情報に当たる情報が記載されている場合は、アルファベット（A、B、C・・・）や「〇〇等」「略」に置き換えて表示しています。内容を補足するため（注）を付け加えております。

令和2年度諮問第1号

令和2年度答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

### 第2 事案の概要

審査請求人と処分庁に争いのない事実及び提出済みの資料から認められる事案の概要は、以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、別紙「未納市税等内訳書」（（注）掲載せず。以下同じ。）記載の各市税等（以下「本件市税等」という。（注）市県民税、固定資産税、都市計画税をいう。）の納税義務者であったところ、平成30年10月8日までの間に、これらの本件市税等を納付しなかった。
- 2 処分庁は、平成30年10月9日、審査請求人が区分所有者である別紙差押財産目録（（注）掲載せず。以下同じ。）記載の家屋（以下「本件被差押家屋」という。）に対し、本件市税等にかかる差押（市川第〇〇〇〇号、以下「本件差押」という。）を行い（以下「本件差押処分」という。）、同月10日付で差押調書を作成の上、同月23日、審査請求人に対し差押書を送付し、同人はこれを同月24日に受領したため、同日本件差押処分は効力を生じた（地方税法331条6項及び373条7項、国税徴収法68条1項（以下「国税徴収法」又は「法」と表記する。）、乙5号証、乙7号証、乙10号証）。
- 3 審査請求人及びその夫であり本件審査請求における代理人であるA（審査請求書の添付文書1。以下「代理人」という。）は、本件差押処分時から現在まで、同人の住民票上の住所（略）である本件被差押家屋に居住している（審査

請求書の添付文書4、乙2号証)。

また、審査請求人が取締役、代理人が監査役を務める株式会社Bは、本件被差押家屋を本店所在地としている(審査請求書の添付文書4の2頁目以降)。

#### 4 本件差押処分に至る経緯

(1) 本件差押処分に先立つ平成30年7月20日、審査請求人ないし代理人は、「C固定資産税、分割納付お願いの件」と題する書面を作成して処分庁へ送付し、処分庁は同月23日までにこれを受領した(乙3号証。以下「本件分割納付の申出」という。)。審査請求人は、本件分割納付の申出において、未納の平成29年度の固定資産税・都市計画税(以下「固定・都計税」という。)の第3期及び第4期分について、第3期分〇円を〇円、〇円、〇円、第4期分〇円を〇円、〇円、〇円の計6回の分割納付とすることを申し入れた。

(2) 同日、処分庁の徴税吏員は、本件分割納付の申出を受けて、その時点で処分庁が把握する未納市税等を一覧にした「未納市税等内訳書」を別紙として添付した「分納(納付)誓約書」(乙18号証)を作成し、審査請求人に送付した。その際、当該分納(納付)誓約書の下部に、「この誓約書を平成30年7月末までにご返送頂けない場合、この誓約を破棄し直ちに滞納処分にうつります。」と手書きで記載した(審査請求書の添付文書7、乙18号証。以下「本件督促」という。)

(3) 審査請求人ないし代理人は、上記別紙付きの「分納(納付)誓約書」(乙18号証)を受領し、同月29日、同誓約書の1枚目の申請者欄に住所、電話番号と代理人の氏名を記入したもの(審査請求書の添付文書7)を処分庁へ送付し、処分庁はこれを同年8月1日で受領した(乙22号証)。

この審査請求人ないし代理人が処分庁に提出した当該分納(納付)誓約書(以下「本件分納誓約書」という。)には、「下記のとおり債務を承認し、納付計画に従って納付することを誓約します。また、正当な理由なくこれを

履行しない場合、直ちに滞納処分手続きが開始されることを承知いたします。」との記載とともに、「債務の承認額」として、税目を「別紙明細のとおり」とし、合計額を「税額〇円、延滞金〇円、計〇円」とする記載があり、「納付計画」として、1回目を納付期日同年7月31日、金額〇円、2回目を納付期日同日、金額〇円、3回目を納付期日同年8月31日、金額〇円、4回目を納付期日同日、金額〇円、5回目を納付期日同年10月1日、金額〇円、6回目を納付期日同日、金額〇円、合計金額〇円とする記載があった（以下「本件納付計画」という。）。

(4) 審査請求人は、本件納付計画のうち、3回目分の〇円（納付期限同年8月31日）を同月1日に納付したものの、それ以外については、6回目の納付期日である同年10月1日を過ぎても当該納付計画に基づく納付をせず（乙23号証）、処分庁は、同月9日に本件差押処分を行った。

5 審査請求人は、本件差押処分を不服として、同年11月2日、本件審査請求を行い、その際、審査請求書において、審査請求人は、処分庁に対し、本件被差押家屋に代わる代替の財産として、〇〇（審査請求書添付文書5。ただし、同文書には、当該代替財産を「〇〇」（（注）動産）とする記載もある。以下「本件代替財産」という。）を提出する旨述べた（以下「本件代替財産提供の申出」という。）。

6 審査請求人は、別紙「未納市税等内訳書」記載の本件市税等のうち、課税年度及び期別が平成29年度第3期と第4期、平成30年度第1期と第2期の固定・都計税の本税については、平成31年2月1日までに、納付した。

また、処分庁は、本件審理において、本件市税等のうち、課税年度を平成22年度とする固定・都計税の延滞金については、5年の消滅時効完成により本件差押処分時において既に消滅していることについては、争わない旨述べた。

### 第3 本件審査の対象

1 本件の審理における審査の対象は、「争点① 平成30年10月9日の本件

差押処分が違法又は不当か否か」「争点② 処分庁が本件差押を解除しないままとする不作為（以下「本件不作為1」という。）が違法又は不当か否か」「争点③ 処分庁が本件差押を停止しないままとする不作為（以下「本件不作為2」という。）が違法又は不当であるか否か」である。

- 2 また、上記争点①に付随して、差押対象財産の選択の適否（差押の対象となる財産として本件被差押家屋を選択したことは違法または不当であるか否か）と、差押の原因となる滞納税金の範囲（本件市税等の一部は消滅時効完成により消滅しているか否か）が問題となる。

争点②については、審査請求人が国税徴収法79条2項の「他に差し押さえることができる適当な財産」を提供したと言えるか否か、及び、仮に審査請求人が適当な財産を提供したといえるとしても、処分庁が当該財産を差し押さえて本件差押を解除する義務があるかが問題となる。

争点③については、「滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する事情があるか、及び仮にかかる事情があるとしても、処分庁が本件差押を停止しない不作為は違法又は不当かが問題となる。

#### 第4 審理関係人の主張の要旨

審査請求人及び処分庁から提出された各書面及び口頭意見陳述における陳述並びにこれらの趣旨からうかがえる各審理関係人の主張の要旨は、それぞれ以下のとおりである。

##### 1 審査請求人の主張

###### (1) 争点①について

(ア) 本件被差押家屋は、国税徴収法基本通達（以下「基本通達」という。）

第47条関係の17（2）の「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える

支障が少ない財産」に該当せず、また、本件差押処分は法４８条１項で禁止する超過差押に該当するため、本件差押処分は、違法である。

(イ) 差押対象財産の選択の適否

審査請求人にとって、本件被差押家屋は、住居であるとともに事業の継続に必須の場所であり、これを差し押さえられ、住居を奪われると生活が成り立たなくなるので、本件被差押家屋は、基本通達第４７条関係の１７

(２)の「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産」に該当しない。

本件被差押家屋の市場価値は約〇万円（（注）差押対象金額の約１２５倍）と推定される。国税徴収法精解では、差押資産の金額が差押対象金額の２倍を超えた場合、著しく過大な差押えとされているところ、本件被差押家屋の市場価値は未納税額に対して不当に高額である。よって、本件被差押家屋は、法４８条１項が「差し押さえることができない」とする財産にあたる。

よって、本件被差押家屋を差押の対象として選択した本件差押処分は、違法である。

(ウ) 差押の対象となる滞納税金の範囲

本件市税等のうち、法定納期限が平成２５年１０月９日より前の延滞金については、本件差押処分時に既に５年の消滅時効が完成して消滅しており、本件差押処分時に消滅していない延滞金は計〇円のみである。

なお、これについて、処分庁は、審査請求人が平成２５年度までの延滞金の債務承認をしたことにより時効が中断していると主張するが、処分庁はその根拠となる証拠を示していない。実際には、審査請求人は、債務の承認はしていないし、平成２９年度の固定資産税督促までの間に、延滞金に関して処分庁より一切の督促を受けたことがなく、時効の中断事由はない。また、処分庁は、本税の時効中断があれば延滞金も時効中断すると主

張するが、本税の時効が中断しても延滞金の時効中断には影響がないはずであり、延滞金は時効にかかっている。

(2) 争点②について

処分庁は、本件代替財産を差し押さえて本件差押を解除すべきであるところ、本件差押を解除していない。審査請求人は、資産価値及び流動性が高く、代替の担保として十分な条件を備えている本件代替財産を代替の担保として処分庁に提供しており、法79条2項2号の「適当な財産を提供した場合」に該当するので、かかる処分庁の本件不作為1は違法である。

(3) 争点③について

本件差押処分は、生活基盤である本件被差押家屋を差し押さえるものであり、そのことで審査請求人の事業継続を困難にし、生活に著しい支障を生じさせているため、法153条1項2号「滞納処分の執行等をするることによってその生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき」に該当し、処分庁は、本件差押を停止すべきである。にもかかわらず、相当期間が経過しても処分庁は本件差押の停止を行わないままであり、かかる処分庁の本件不作為2は、違法である。

(4) 以上の理由から、本件滞納処分の取消しを求めるとともに、仮に取消が認められないとしても、本件不作為1及び本件不作為2が違法又は不当である旨を宣言し、本件差押の解除又は停止の措置をとることを求める。

## 2 処分庁の主張

(1) 本件差押処分に至る経緯

処分庁は、審査請求人に対し、平成23年度分の市民税及び県民税（以下「市県民税」という。）及び平成22年度分から平成30年度分までの固定・都計税について、それぞれ、処分庁提出の平成31年3月1日付弁明書別紙（以下「本件弁明書別紙」という。）の「賦課期日」欄記載の日を賦課期日として、「税額」欄記載の金額の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定

処分」という。)を行い、「納税通知書送付日」欄記載の日に本件各賦課決定処分に係る納税通知書を送付した。

審査請求人は、平成23年度分の市県民税及び平成22年度分から平成30年度分までの固定・都計税について、本件弁明書別紙の「期別」欄のうち期の右側に□印を付した期については、当該□印を付した期に係るそれぞれ本件弁明書別紙「納期限」欄記載の日までに納付しなかった。そこで、処分庁は、納期限までに納付のなかった当該□印を付した期につき、審査請求人に対し、それぞれ本件弁明書別紙「督促状送付日」欄記載の日に督促状を送付し、当該督促状は、審査請求人に送達された（地方税法329条1項、334条、371条1項及び702条の8第1項）。

審査請求人は、上記督促状による督促を受けた後、本件弁明書別紙「期別」欄のうち右側に□印を付した期の中で、当該□印の右側に☒印を付した期については、上記督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市県民税及び固定・都計税を完納しなかったが、完納しなかった都度、処分庁の徴税吏員に対して分割納付の申出を行い、当該申出の都度、完納していない市県民税及び固定・都計税の額を承認し、その額を処分庁の徴税吏員が作成した納付計画に従って納付することを処分庁に対して誓約した。そして、審査請求人は、本件審査請求を提起するまでの間、本件弁明書別紙「納付日」欄記載の日に当該納付日に応じた本件弁明書別紙「納付金額」欄記載の額を納付した。

審査請求人が令和元年10月4日時点において滞納している市県民税（これに係る延滞金を含む。）の額と固定・都計税（これに係る延滞金を含む。）の額とを合計して得た額（同日時点において確定していない延滞金の額を除く。）は、〇万〇円であった。ただし、平成22年度固定・都計税の延滞金については、時効の中断事由が生じたことを証する資料がないため、平成30年6月1日をもって消滅時効が完成し消滅したことについては、争わない。

(2) 争点①について

(ア) 差押えの対象とすることができる財産のうちどの財産を差し押さえるかについては、徴収法48条、49条、75条、76条、77条及び78条の差押禁止規定に抵触しない限り、徴税吏員の裁量に委ねられている。

本件差押処分は、これらの差押禁止処分に抵触しておらず、処分庁の裁量の逸脱はない。

(イ) 差押対象財産の選択の適否

差押対象の財産は、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響が少ない財産であること、換価が容易な財産であること等に留意して選択することとされている（基本通達第47条関係の17(2)・(3)）ところ、本件差押処分の対象となった本件被差押家屋は、この「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産」に該当する。

また、超過差押を禁ずる法48条1項の意義は、十分な価額の財産を差し押さえたときは、それ以外の財産を差し押さえてはならないことであり、当該十分な価額の財産であるかどうかの判定方法は、差し押さえようとする時の当該財産の処分予定価額によるものとされている。そして、差押しようとする財産が、本件被差押家屋のような分割することはできるが、分割することにより物の経済的価値を著しく害するものである不可分物である場合には、その財産の処分予定価額が差押えに係る税額（本件差押処分時の市税等滞納額）を超過するときであっても、その差押えは違法ではない。

本件においては、処分庁は、事前に審査請求人の財産調査を実施し、同人には、不可分物である本件被差押家屋以外に、本件差押処分時の市税等滞納額を徴収するに必要な財産がないと判断し、本件被差押家屋の処分予定価額とする固定資産税評価額が〇円であり、本件差押処分時の市税等滞納額に対して十分な価額の財産であることを確認した。



よって、本件被差押家屋は、法４８条１項の「国税を徴収するために必要な財産」であり、不可分物であることから、本件被差押家屋を差押の対象として選択して行われた本件差押処分は、法４８条１項に反しない。

(ウ) 以上より、本件差押処分は、法４８条１項及び基本通達第４７条関係の１７に抵触せず、法令に従い適切に行われており、適法かつ相当である。

(3) 争点②について

(ア) 前述のとおり、差押の対象財産の選択は、差押禁止規定に抵触しない限り、徴税吏員の裁量に委ねられており、その選択に当たっては、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響が少ない財産であること、換価が容易な財産であることに留意することとされている。

また、差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならず（基本通達第４７条関係の５）、財産が滞納者に帰属しているかどうかの判定は、①動産にあつては、他人の所有に属することが明らかなものを除き、滞納者が所持していることとされている（基本通達第４７条関係の２０（１））。夫婦の財産の帰属の認定については、滞納者の配偶者又は同居人の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、原則として、その滞納者の住居にある財産は、その滞納者に帰属するものとして認定して差し支えないとされている（基本通達第４７条関係の２２）。

(イ) 本件代替財産については、まず、その帰属を認定する必要があるが、平成３０年１１月２日付け審査請求書の記載からは本件代替財産が審査請求人に帰属していると認定することはできない。

次に、仮に本件代替財産が審査請求人に帰属するものとして認定できたとしても、本件代替財産が「差し押さえることができる適当な財産」に該当するかどうか検討する。

本件代替財産が審査請求人の生活の維持又は事業の継続に与える影響が

少ない財産であるかどうかを検討すると、本件代替財産が事業にいかなる影響があるか不明であるため、そのような財産であるかどうかの判断をすることは困難である。本件において審査請求人は、「今までの事業で用いていた機器の一つを代替の差押財産として提出したいと考えます。その為、現在実施中の事業の一部を外注とし、使用機器の一つを切り出します。」と述べており、本件代替財産が、少なからず、審査請求人の事業の継続に影響を与える可能性のある財産であると思われる。

さらに、本件代替財産が換価容易な財産であるかどうか検討すると、本件審査請求書添付文書5のとおり、本件代替財産を使用する者が官公庁や不動産関連の事業者に限られており、その仕様も一般的なものであるとも言えないことから、本件代替財産が換価容易な財産であるとは思われない。本件代替財産よりも不動産の方が換価しやすい。

よって、本件代替財産は、法79条2項2号の「差し押さえることができる適当な財産」にはあらず、「他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合」に該当しない。

また、そもそも、差押財産の選択は、徴税吏員の裁量に委ねられているものであり、審査請求人が徴税吏員に対してどの財産を差押財産の対象とするか決めるものではない。

(ウ) 以上のことから、審査請求人の上記1(2)の主張には理由がなく、本件不作為1は、違法でも不当でもない。

#### (4) 争点③について

処分庁は、本件分割納付の申出を受け、審査請求人に対し、平成30年7月23日付けで本件分納誓約書を送付し、同月29日付けで、代理人から、平成25年度分までの延滞金合計額を含む本件分納誓約書別紙記載の額の債務を承認して同書記載の納付計画に従って納付する旨、正当な理由なくこれを履行しない場合には直ちに滞納処分手続きが開始されることを承知する旨

及び延滞金が生じた場合には延滞金の納付もする旨誓約した本件分納誓約書（本件審査請求書の添付文書7。なお、当該添付文書7には本件分納誓約書別紙が添付されていない。）の返送を受けており、本件分納誓約書による誓約をもって、審査請求人は、平成25年度分までの延滞金合計額の債務を承認しているものである。

以上のことから、審査請求人の上記1（3）の主張には理由がなく、本件不作為2は、適法かつ相当である。

（5） 以上のとおり、本件差押処分、本件不作為1及び本件不作為2について、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

## 第5 調査審議の経過

|            |           |
|------------|-----------|
| 令和2年4月1日   | 審査庁から諮問受理 |
| 令和2年7月1日   | 第1回審議     |
| 令和2年8月4日   | 第2回審議     |
| 令和2年8月31日  | 第3回審議     |
| 令和2年10月19日 | 第4回審議     |

## 第6 審理員意見の要旨

本件差押処分、本件不作為1及び本件不作為2については、違法及び不当な点はないため、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項及び49条2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第7 理由

### 1 本件審査の対象及び基準時

本件の審査の対象は、①平成30年10月9日の本件差押処分と、②処分庁

が本件差押を解除しないままとする不作為（本件不作為①）、③処分庁が本件差押を停止しないままとする不作為（本件不作為②）、の3つである。

なお、行政処分の違法性・不当性の判断の基準時は、処分時であるとされており（最高裁第二小法廷昭和27年1月25日判決）、本件差押処分が違法・不当であるか否かの判断は、処分時の平成30年10月9日基準時までには生じた客観的事実を基に判断されるべきである。この点について、基準時後の事情（本件市税等の一部を納付したため、未納の合計額は少なくなっていること）を違法性の根拠のひとつとして挙げる審査請求人の主張は採用できない。

## 2 本件に係る法令等について

まず、上記1の審査の対象を検討する前提となる法令等を確認する。

### (1) 地方税法による国税徴収法の準用

市県民税及び固定資産税等の地方税の滞納処分については、地方税法48条1項、331条6項及び373条7項等において「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と定められている。そして国税徴収法及びこれに関する基本通達等によれば、滞納処分につき以下のとおり定められている。なお、以下、国税徴収法及び基本通達における規定を引用する場合は、「国税」を「税」と読み替えて引用する。また、地方税法の根拠条文は、特に必要な場合以外は省略する。

### (2) 差押の要件

徴税吏員は、固定・都計税や市県民税の滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときに該当するときは、滞納者の財産を差押えなければならない（地方税法41条1項、331条1項1号、373条1項1号及び702条の8）。

### (3) 財産の帰属

基本通達では、差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰

属しているものでなければならないとされている（基本通達第47条関係の5）。

財産が滞納者に帰属しているかどうかの判定は、①動産にあつては、他人の所有に属することが明らかなものを除き、滞納者が所持していること、②登記された不動産にあつては、登記の名義人が滞納者であることをもって認定することとされている（基本通達第47条関係の20（1）・（3））。

また、夫婦の財産の帰属の認定については、滞納者の配偶者又は同居の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、原則として、その滞納者の住居にある財産は、その滞納者に帰属するものと認定して差し支えないとされている（基本通達第47条関係の22）。

#### （4） 差押財産の選択

差押対象財産の選択については徴税吏員の裁量によるものとされている（基本通達第47条関係の17）。

ただし、国税徴収法には、48条（超過差押及び無益な差押の禁止）、49条（差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重）、75条（一般の差押禁止財産）、76条（給与の差押禁止）、77条（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）及び78条（条件付差押禁止財産）において、禁止規定（以下これらの規定をまとめて「差押禁止規定」という。）が定められており、これらに抵触しない範囲でのみ裁量があると言える。

また、基本通達では、第三者の権利を害することが少ない財産であること、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること、換価が容易な財産であること、保管又は引き揚げに便利な財産であることに十分留意して選択することとされている（基本通達第47条関係の17）。

#### （5） 超過差押の禁止（法48条1項）

##### （ア） 法48条1項の意義

法48条1項の規定は、徴税吏員が前述した基本通達第47条関係の1

7の財産の選択基準に従って財産の差押えをする場合において、税の徴収に十分な価額の財産を選択し、差し押さえたときは、それ以外の財産の差押えをしてはならないことを定めたものである（基本通達第48条関係の1）。

(イ) 財産の価額の計算

上記（ア）の財産の価額は、差し押さえようとする時の処分予定価額によるものとされている（基本通達第48条関係の2）。

(ウ) 不可分物

差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押にかかる税の額を超過するときであっても、その差押えは違法ではない（最高裁昭和46年6月25日第二小法廷判決参照）。

なお、上記の不可分物とは、おおむね、物の性状から分割することができないもの（例えば、1個の動産）、分割することはできるが分割することにより物の経済的価値を著しく害するもの（例えば、1棟の家屋）等という（基本通達第48条関係の3）。

(6) 差押不動産の使用収益（法69条）

法69条1項は、「滞納者は、差し押さえられた不動産につき、通常の利用に従い、使用又は収益をすることができる」ことを定めている。

(7) 差押えの解除の要件（法79条2項2号）

法79条2項2号は、「徴税吏員は、滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたときは、既に差し押さえた財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる」旨を定めている。

ここでいう「適当な財産を提供した場合」とは、原則として、換価及び保管又は引揚げに便利な財産であって、その財産を換価した場合の換価代金から滞納税の全額を徴収することができる財産を提供した場合をいうとされて

いる（基本通達第79条関係の8-2）。

(8) 滞納処分の停止の要件等（法153条）

法153条第1項は「税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。」とし、同項2号において「滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」と定める。

この「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき、滞納処分の執行等を行うことにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法76条1項4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう（基本通達第153条関係3）。

(9) 地方税の徴収権の時効の中断事由について

地方税法18条の2第1項は、地方税の徴収権の時効の中断事由として「納付又は納入に関する告知」「督促」及び「交付要求」を定める。また、同法18条3項の規定により準用される民法147条（ただし、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法147条をいう。以下本答申書においては同様とする。）は、時効の中断事由として、「請求」、「差押え、仮差押え又は仮処分」及び「承認」を定めている（なお、一般に、「承認」とは、一部弁済や支払猶予の申し入れがこれにあたりとされている。）。

また、地方税法18条の2第5項では「地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。」と定めている。

3 本件差押処分（平成30年10月9日の本件差押処分）について

(1) 本件差押処分時において、審査請求人が別紙「未納市税等内訳書」記載

の本件市税等を納付していなかったことについては、争いが無い。

(2) また、本件市税等において平成22年度以降の延滞金が含まれていることから、審査請求人が、平成22年度以降の各年度において、固定・都計税を納付期限どおりに納付してこなかったことが認められる(乙18号証、乙23号証)。

(3) 処分庁による督促と審査請求人による承認

第2の4(1)に述べたとおり、審査請求人ないし代理人は、本件差押処分先立つ平成30年7月20日、「C固定資産税、分割納付お願いの件」と題する書面(乙3号証)を処分庁へ送付した(なお、代理人は、本件審査請求以前も、本件市税等の納付・滞納にかかる処分庁に対する対応につき、事実上審査請求人の代理人として振る舞っており、処分庁も審査請求人も同人の代理権については争っていないため、以下は、このことを前提とし、代理人が審査請求人のためにする行為については、特に必要がない限り、審査請求人による行為として言及するものとする。)

同月23日までにこれを受領した処分庁は、その時点で処分庁が把握する未納市税等を一覧にした「未納市税等内訳書」を別紙として添付した「分納(納付)誓約書」(乙18号証)を審査請求人に送付した。審査請求人は、遅くとも同月29日までにこれを受領した。

審査請求人ないし代理人は、同誓約書の1枚目の申請者欄に住所、電話番号と代理人の氏名を記入した本件分納誓約書(審査請求書の添付文書7)を処分庁へ送付し、同年8月1日に処分庁がこれを受領した(乙22号証)。

本件分納誓約書には、乙18号証の別紙「未納市税等内訳書」に記載された合計金額と一致する「税額〇円、延滞金〇円、計〇円」を承認する旨の記載があった。また、本件分納誓約書において本件納付計画による分割納付を誓約したが、本件納付計画のうち、3回目分の〇円(納付期限同年8月31日)を同月1日に納付した以外は、6回目の納付期日である同年10月1日



を過ぎても納付をしなかった（乙22号証）ため、処分庁は、同月9日に本件差押処分を行った。

以上のことから、処分庁からの本件市税等にかかる本件督促が同年7月29日までに審査請求人に到達したこと、審査請求人は本件分納誓約書において、乙18号証の別紙「未納市税等内訳書」に記載された各市税が未納であることを承認し、本件納付計画に基づいた納付を誓約したこと、審査請求人が〇円を除いて本件納付計画に基づく納付を履行せず、本件督促発送から10日以上経過しても本件市税等を完納しなかったため、処分庁が本件差押処分を行ったことが認められる。

そうすると、審査請求人は本件市税等の督促を受け、その発送から10日以上経過しても本件市税等を完納しなかったのであるから、処分庁は地方税法41条1項、331条1項1号、373条1項1号及び702条の8により、審査請求人の財産の差押をしなければならなかったと認められる。

(4) 差押の原因となる滞納税金の範囲（本件市税の一部は消滅時効完成により消滅しているか否か）

本審査における主な争点ではないものの、審査請求人が本件市税等の一部につき消滅時効完成による消滅を主張しており、差押の原因となる滞納税金の範囲について争いがあるため、検討する。

審査請求人は、本税の時効中断は延滞金に影響しないはずであり、本件市税等のうち、法定納期限が平成25年10月9日より前の延滞金については、本件差押処分時に既に5年の消滅時効が完成して消滅しており、本件差押処分時に消滅していない延滞金は計〇円のみであると主張する。これに対して、処分庁は、本件審査において、本件市税等のうち、課税年度を平成22年度とする固定・都計税の延滞金については、5年の消滅時効完成により本件差押処分時において既に消滅していることについて争っていないが、それ以外については、時効の中断事由があるため、消滅していない旨主張している。

この点、前述のとおり、地方税法18条の2第5項では「地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。」と定められている。従って、本税の時効中断は延滞金に影響しないはずとの審査請求人の主張は採用できない。

本件においては、上記(3)で述べたとおり、審査請求人は、平成30年8月1日に処分庁に到達した同年7月29日付の本件分納誓約書において、本件市税等を含む、乙18号証の別紙「未納市税等内訳書」に記載された合計金額と一致する「税額〇円、延滞金〇円、計〇円」を承認している(以下「平成30年8月1日付承認」という。)。本件市税等の消滅時効は5年であるところ、かかる債務の承認があったことで、納期限が平成25年8月1日以降の本税及びこれに伴う延滞金については、消滅時効の進行が中断している(地方税法18条3項で準用される民法147条、地方税法18条の2第5項)。

また、納期限が平成25年8月1日より前の平成23年度の市県民税の第2期、第3期、第4期については、乙23号証によれば第2期が平成25年2月20日、同年4月19日、同年6月17日、同年8月26日、第3期が同年8月26日、同年10月31日、同年12月24日、第4期が同年11月29日にそれぞれ本税が納付されているため、各本税に対応する各延滞金について、各納付日に債務の承認による消滅時効の中断が生じており、さらに各納付日から5年以内に上記平成30年8月1日付承認により各延滞金について再度の中断が生じているため、これらの延滞金についても、本件差押処分時には消滅時効が完成していない(地方税法18条3項で準用される民法147条、地方税法18条の2第5項)。

よって、本件差押処分時においては、処分庁が消滅を認める平成22年度

の固定・都計税の延滞金を除く本件市税等は、5年の時効完成により消滅していなかったのであるから、本件差押処分時に消滅していない延滞金は計〇円のみであってそれ以外の延滞金は消滅時効完成により既に消滅していたとする審査請求人の主張は認められない。

(5) 差押対象財産の選択の適否（差押の対象となる財産として本件被差押家屋を選択したことは違法または不当であるか否か）

(ア) 審査請求人は、本件被差押家屋は基本通達第47条関係の17(2)の「滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産」に該当せず、また、本件差押処分は超過差押を禁止する法48条1項に違反することから、違法である旨主張する。

(イ) 基本通達第47条関係の17(2)

上記2の(4)で述べたとおり、差押対象財産の選択については、法48条、49条、75条、76条、77条及び78条の差押禁止規定に抵触しない範囲で、徴税吏員の裁量によるものとされている。これについて、基本通達では、第三者の権利を害することが少ない財産であること、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること、換価が容易な財産であること、保管又は引き揚げに便利な財産であることに十分留意して選択することとされている（基本通達第47条関係の17）。

本件被差押家屋は、審査請求人の主張するとおり、審査請求人及びその家族の居宅であるとともに、家族で経営する会社の拠点でもあり、審査請求人らにとって生活に欠かすことのできない不動産であると言える。しかし、不動産については、法69条において「差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる」と定められており、執行にふみきって換価を行わない限り、審査請求人及びその家族は従前どおり本件被差押家屋を使用収益することができる。そうすると、処分庁が本件被差押家屋を差押の対象に選択したことは、滞納者の生活の維持又は

事業の継続に与える支障が少ない財産であることに十分留意して選択することを求める基本通達第47条関係の17に沿った選択であることが認められる。

(ウ) 法48条1項

上記2(5)(ア)で述べたとおり、法48条1項の意義は、十分な価額の財産を差し押さえたときは、それ以外の財産を差し押さえてはならないことを定めていたものである(基本通達第48条関係の1)ところ、処分庁は、本件被差押家屋を差押え、それ以外の財産を差し押さえていないのであるから、本件差押処分は法48条1項に違反しない。

また、基本通達第48条関係の3は、差押財産が不可分物である場合には、その財産の価額が差押にかかる税の額を超過するときであっても、その差押えは違法ではないとしている。本件被差押家屋は、マンションの1室であり、分割することはできるが分割することにより物の経済的価値を著しく害するものであるから、ここでいう不可分物である。

従って、本件差押処分は法48条1項の禁ずる超過差押にあたるものの審査請求人の主張は、認められない。なお、本件被差押家屋の評価額について審査請求人と処分庁の主張に争いがあるが、いずれの主張による評価額を採用したとしても、この結論に影響はない。また、審査請求人は、本件差押処分後に本件市税等の一部を納付した事実をもって、滞納額に比して差押処分が過剰であったことを強調するが、前述のとおり、本件差押処分の違法性・不当性の判断の基準時は当該処分時であるから、その後の事情を根拠とする審査請求人の主張は採用できない。

(エ) その他、処分庁は、本件差押処分に先立ち、審査請求人の財産及び収入状況等を調査しており(このことについては、審査請求人は争っていない。)、その調査結果をふまえ、審査請求人には本件家屋以外に差押に適する財産は見当たらなかった。

(オ) 以上のことから、処分庁が差押の対象となる財産として本件被差押家屋を選択したことは、適法かつ相当である。

(6) 以上のとおり、本件差押処分における処分庁の差押対象財産の選択は適切かつ相当であった。

また、審査請求人は、前述のとおり、少なくとも平成22年度以降毎年度市税の滞納を繰り返しており、本件分納誓約書による分納申入の直後も本件納付計画に沿った納付を行わず、本件督促から10日以内に完納しなかったため、処分庁は地方税法41条1項、331条1項1号、373条1項1号及び708条の8により、財産を差し押さえることを義務づけられていた。

従って、関係法令に基づいて行われた本件差押処分は、違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張は認められない。

#### 4 本件不作為1（処分庁が本件差押を解除しないままとする不作為）について

(1) 審査請求人が法79条2項の「他に差し押さえることができる適当な財産」を提供したと言えるか否か

(ア) 本件代替財産の帰属について

夫婦の財産の帰属の認定については、滞納者の配偶者又は同居人の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、原則として、その滞納者の住居にある財産は、その滞納者に帰属するものとして認定して差し支えないとされている（基本通達第47条関係の22）。

この点につき、本件代替財産（〇〇）について検討すると、まず、代理人が口頭意見陳述において自宅居宅内にある旨述べているとともに、審査請求人が本件代替財産の画像を複数提出しており、これと矛盾する事情も見当たらないため、審査請求人の「住居にある財産」であることが一応推認できる。

次に、「滞納者の配偶者又は同居人の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合」に該当するか検討すると、住民票

上、審査請求人は代理人と子との3人暮らしであることがうかがわれるところ、世帯の生計が主として滞納者の資産又は収入によって維持されているか否かは、不明である。

一方で、例えば購入時の売買契約書など、本件代替財産の所有者が審査請求人であることが推認できる証拠は見当たらず、審査請求人は、本件代替財産の説明において「Aの利用・使用物です」とも述べている（審査請求書2頁目）。さらに、審査請求人によると、本件代替財産は、事業で用いていた機器であり、ここでいう事業とは、審査請求人が取締役、代理人が監査役を務め、審査請求人の居宅を本店所在地とする株式会社Bの事業のことであると思われるところ、事業に用いているのであれば、当該会社若しくはその代表取締役D（審査請求人と代理人の子）の所有物である可能性も否定できない。

そうすると、基本通達第47条関係の22の基準に照らしても、本件代替財産が審査請求人の帰属にかかるものなのか、それとも代理人、子ないし株式会社Bなど審査請求人以外の者の所有物なのか、判然としない。

審査請求人の滞納する本件市税等にかかる差押について、審査請求人に帰属しない財産を差し押さえることはできないため、処分庁が、基本通達の基準によっても帰属が明確と言えない本件代替財産を差し押さえないことと判断したことは、不当とは言えない。

(イ) 「他に差し押さえることができる適当な財産」

また、仮に本件代替財産が審査請求人に帰属する物であったとしても、審査請求人による本件代替財産提供の申出が、法79条2項2号で定める「他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合」に該当するかについては別途検討を要する。

審査請求人は、本件代替財産は資産価値及び流動性が高く、代替の担保として十分な条件を備えている旨主張するが、本件審査において提出されてい

る資料からは、購入時期や金額、使用年数等、資産価値を裏付ける客観的な情報や事情は確認できない。確かに、一定の換価性がある可能性はあるものの、重さが20kgもある物品であり、銀ネガフィルムでの保存のためのカメラという限られた利用用途であること、審査請求人が流動性の根拠として示す第三者からの購入申入は海外（マレーシア）からの1件のみであり、国内での需要を示す資料は見当たらないこと等を総合的に勘案すると、本件審査に現れた事情や証拠等からは、本件代替財産が「換価及び保険又は引揚げに便利な財産」（基本通達第79条関係の8-2）であると認めることは困難である。

従って、審査請求人による本件代替財産提供の申出は、法79条2項2号の「他に差し押さえることができる適当な財産」の提供とは認められない。

(ウ) 仮に審査請求人が適当な財産を提供したといえるとしても、処分庁が当該財産を差し押さえて本件差押を解除する義務があるか

仮に、本件代替財産提供の申出が法79条2項2号の「他に差し押さえることができる適当な財産」の提供に該当するとしても、同項は、「解除しなければならない」と定める同条1項とは異なり、「解除することができる」と定める任意規定である。すなわち、代替の担保を受けて差押を解除するか否かは処分庁の裁量にゆだねられており、義務ではない。

(2) 以上のことから、本件代替財産の帰属が明確ではないこと、「他に差し押さえることができる適当な財産」の提供とはいいがたいことを踏まえると、処分庁が本件代替財産提供の申出に応じて本件代替財産を差押えて本件差押を解除しないと判断したことについては、裁量権の逸脱がなく、適法かつ相当である。

5 本件不作為2（処分庁が本件差押を停止しないままとする不作為）について

- (1) 審査請求人は、生活基盤である本件被差押家屋に対する差押により審査請求人の事業継続を困難にし、生活に著しい支障を生じさせているから、処分庁は本件差押を停止すべきであるにもかかわらず、処分庁は本件差押の停止を行わないままであり、かかる処分庁の不作為は、違法であると主張する。
- (2) これについて、法153条1項2号は、「滞納処分の執行等を行うことによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる旨定める。この「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき、滞納処分の執行等を行うことにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法76条1項4号に規定する金額で維持される生活の程度）になるおそれのある場合をいう（基本通達第153条関係3）。
- (3) 本件においては、前述のとおり、本件被差押家屋が審査請求人及びその家族の居宅兼事業の拠点となっている財産ではあるものの、審査請求人らは、法69条によって不動産である本件被差押家屋を引き続き通常の用法に従った使用収益をすることができるのであるから、差押をただけであれば引き続き居宅兼事業拠点として活用することが可能であり、審査請求人らの生活が直ちに立ち行かなくなることは考え難い。審査請求人には一定の年金収入があり、その他、審査請求人が本件差押によって生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合に該当するとする事情は、明らかとはなっていない。
- (4) また、そもそも、法153条1項2号は、処分庁が同号に該当する事実があると認めた場合に差押の停止をすることができる旨を定めているのみであつて、仮にかかる事実があると認めた場合であっても、処分庁に差押の停止を義務づけているわけではない。差押の停止をするか否かは処分庁の裁量に委ねられている。



(5) 以上より、本件において、法153条1項2号に該当する事実は認められず、本件差押の停止をしない処分庁の不作為については、裁量権の逸脱はなく、適法かつ相当である。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件差押処分、本件不作為1及び本件不作為2について違法及び不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項及び49条2項の規定により、棄却されるべきである。

以 上

市川市行政不服審査会

委員 徳永 幸生

委員 岩井 浩志

委員 南川 麻由子